

観音寺小学校いじめ防止基本方針

(1) 基本姿勢

本方針は、平成29年3月、国が改定した「いじめ防止等のための基本的な方針」及び、香川県が定める「香川県いじめ防止基本方針」に準拠する。また、全教職員で全ての教育活動を通じて豊かな心の育成を図り、いじめを早期発見する措置や発見後の対応などについて校内体制の充実を図ることを旨とする。

(2) いじめ防止に向けた取組み

ア 学校の組織力を生かす

- ① 全教職員が常に報告・連絡・相談を意識しながら教育活動にあたり、児童一人ひとりの状況を把握し対応する。
- ② いじめの兆候の有無にかかわらず、教職員は常に危機意識をもち連携して指導にあたる。
- ③ いじめ防止についての指針を明確にするために、「いじめ防止対策委員会」を設置し、機動的に委員会を開催する。
- ④ 教育相談担当者やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を中心とした、児童及び教職員・保護者対象の相談体制の整備・充実を図る。また、市教委・警察等、関係機関との連携を密にし、情報収集にあたる。

イ 児童の心を育てる

- ① 道徳の授業を核とした全ての教育活動を通じ、人権・同和教育及び体験活動等を充実させることによって児童の豊かな情操と道徳心を培い、コミュニケーション能力の素地を養う。
- ② 児童会活動・学級活動等を通して自尊感情を育成し、自分だけでなく周りの人も大切に思う心を育て、いじめ問題について考え・議論すること等の活動を支援する。

ウ 教職員の指導力を磨く

- ① いじめ防止への意欲向上、道徳の授業力向上、教職員自身の人権感覚を磨き、教育相談の充実、児童理解の一層の向上等、校内研修や職員会・学年団会等を通じて指導力の向上を図る。
- ② 学習指導の工夫と改善による「分かる授業」の徹底により、児童の心の安定を図る。
- ③ インターネット上のいじめについての教職員研修を継続し、現状や最新の対処法等について理解・習得し、計画的かつ即応的な児童や保護者啓発に取り組む。

(3) いじめ早期発見のための取組み

ア 児童に対して

- ① 全児童を対象に、市内統一のいじめ実態把握のためのアンケート「－（ひとりでかかえこまないでアンケート）－」を毎月1回実施する。
- ② 全児童に対して、学級担任による教育相談を実施したり、教育相談担当者やスクールカウンセラーにより適時にカウンセリングをしたりする等、相談体制の充実を図る。
- ③ 休み時間や昼休み等に、教職員と児童がふれあう時間を確保する。また、掃除や委員会活動、ボランティア活動等の時間には児童とともに活動し、問題行動の早期発見や児童との信頼関係を深めることに努める。
- ④ 担任以外に相談窓口を設け、児童が相談しやすい体制を構築する。「ひとりでかかえこまないでアンケート」に「相談したい先生」を記載できるようにし、児童のニーズを把握できるようにする。

イ 保護者に対して

- ① いじめ防止基本方針について、PTA総会や入学式の折に保護者に説明することで、その内容を周知する。また、ホームページにもいじめ対策マニュアルとともに掲載して、いじめ防止

の取組やいじめ早期発見に向け啓発を図る。

- ② 保護者を対象に「相談窓口」を開設し、教頭や生徒指導担当・スクールカウンセラー等が対応できるようにし、相談しやすい環境をつくる。
- ③ 学期に1回程度、学校だよりに「学校の取組に対する御意見・御要望」と題したアンケートを実施し、いじめや生徒指導上の問題行動等に対する保護者の声を募り、早期に対応する機会とする。
- ④ PTA活動を活性化させることにより保護者とのつながりを深め信頼関係を広げる。

ウ 地域に対して

- ① 学校運営協議会委員に「授業参観における児童の様子等」についての意見や感想を聞く機会を設ける。また、地域から聞こえる声を届けてもらう「学校地域モニター制度」を立ち上げ、いじめや生徒指導上の問題行動等に対する地域の声をつくい上げる機会とする。
- ② 学校支援ボランティア「観音寺小学校サポート隊」による支援活動を通じて、地域の見守りを強化する。
- ③ 「青色防犯パトロール」とも連携して、学校外での児童の活動を注視し、早期発見の手立てとする。

(4) いじめに対する措置

ア いじめを認知したときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、迅速に情報を共有する。
- ③ 報告を受けたら、校長は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ④ 速やかに関係児童から事情を聞き取る等して、事実関係を確認する。
- ⑤ 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ⑥ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に支援・指導を求める。

イ いじめられた児童又はその保護者への支援

- ① いじめられた児童の心的負担に配慮しながら、速やかに事実関係の聞き取りを行う。
- ② 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ③ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ④ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制をつくる。
- ⑤ 状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得る。
- ⑥ 全教職員で共有して、いじめられた児童を徹底的に守り通す。
- ⑦ 謝罪等をもって安易にいじめが解決したと判断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

ウ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童から事実関係の聞き取りを行う。複数名に及ぶ場合には、個別に聞き取りを行い、慎重に事実確認を行う。
- ② 児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーに留意して対応を行う。
- ③ いじめがあったことが確認された場合、即座にいじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行う。
- ④ いじめた児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- ⑤ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。
- ⑥ 家庭訪問や電話連絡、来校等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。

- ⑦ いじめの児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署及び児童相談所等と相談して対処する。

エ 学級全体への指導

- ① 学級指導等を通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ② いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導する。
- ③ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

(5) いじめの解消

ア 解消していると判断する状態

- ① いじめにかかる行為がやんでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。
- ② いじめられた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

イ 解消していると判断後の対応

- ① いじめの再発する可能性がある、常に危機意識をもつ。
- ② いじめられた児童及びいじめた児童を、継続して、日常的に注意深く観察する。

(6) 重大事案への対処

ア 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合の重大事態を認知した場合は、速やかに観音寺市教育委員会を通じて観音寺市長に報告を行う。その後、都道府県教育委員会を通じて文部科学省に報告する。

報告の際には、文部科学省の定めている「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」（以下「チェックリスト」）に従い、遺漏のないように留意する。

イ 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「観音寺小学校いじめ防止対策委員会」を設置し、文部科学省の定める「チェックリスト」を用いて、事実関係を明確にするための調査を行う。調査結果については、児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。また、必要に応じて第三者委員会を設置する。

ウ 事後

今後のいじめ防止のために、発生から事実並びに指導内容等を記録し、それをもとに、「観音寺小学校いじめ防止対策委員会」で原因・対応について協議し、早期に教職員及び保護者で共有する場を設定する。

(7) いじめ対応マニュアル *別紙参照

(8) 対応時の留意点

《これだけはしてはいけない》

- ◎ いじめられた生徒に対し「君にも原因がある」とか「頑張れ」などという指導や安易な励まし。
- ◎ 保護者からの訴えに対して、「うちのクラスにいじめはない」「お子さんにも問題があるからいじめにあう」等という安易な発言。
- ◎ 電話だけの簡単な対応。
- ◎ 認知後、翌日まで連絡を延ばしたり、土・日曜日など休日挟んだりするような対応。

いじめ防止対策委員会 設置要綱

観音寺市立観音寺小学校

(目的及び設置)

第1条

いじめ防止対策推進基本法の施行を受け、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るため、「いじめ防止対策委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(目的)

第2条

いじめは全ての学校・児童等に関係する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが起きた場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(組織)

第3条

1 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は校長を、副委員長は教頭をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 生徒指導主事(いじめ対策主任) (2) 教務主任

(3) 生徒指導部員(各学年生徒指導担当) (4) 養護教諭

(5) スクールカウンセラー

(6) スクールソーシャルワーカー

(7) その他、委員長が必要と認める者

(委員長)

第4条

1 委員長は、委員会を主宰する。

2 委員長が不在の場合には、副委員長がその職務を代理する。

(所掌事務)

第5条

委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 学校いじめ防止基本方針又はその変更の案の作成に関すること。

(2) 学校いじめ防止基本方針に定める措置の実施に関すること。

(3) いじめに関する通報の受付、並びにいじめに関する事案の調査及び対処に関すること。

(4) 学校いじめ防止基本方針に定める措置の実施状況の評価に関すること。

(会議)

第6条

1 委員会は、生徒指導委員会の後、適時開催する。

2 重大な事案が起こったときには、委員長が招集し、議長となり適時開催する。

3 委員が出席できないときは代理の者を出席させることができる。

(意見等の聴取)

第7条

委員会において必要があると認めるときは、関係職員及び関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条

委員会の庶務は、生徒指導主事が処理する。

(その他必要な事項)

第9条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

〈改正履歴〉

(1) 令和7年4月1日

観音寺市いじめ対応マニュアル (R5.2 改訂)

いじめは どの子どもにも どの学校でも 起こり得る

未然防止と早期発見

道徳教育・体験活動の推進 アンケートの実施 日常の園児児童生徒観察 定期的情報交換
保護者・地域との連携 教育相談(SC・SSW)の設定 配慮が必要な園児児童生徒への個別対応 等

その日のうちに

いじめと疑われる行為の発生

些細なことでも 疑いをもって
認知

報告

指示・指導

管理職(校長・園長、教頭)

いじめの有無の確認 (情報収集)

< 構成員 >

校長、園長、教頭、園長補佐
副園長、学級担任、学年主任
教務主任、養護教諭、生徒指
導主事、人権・同和教育主任、
SC、SSW 等

いじめ防止対策委員会

- ・ 情報の共有
- ・ 対応の協議
- ・ 指導方針の確認
- ・ 役割分担 等

報告

確認・指示・指導

教育委員会

月末問題行動報告

**徹底して
守り通す**

家庭連絡(家庭訪問)

いじめられた園児児童生徒へ支援
その保護者への支援

家庭連絡(家庭訪問)

教育的配慮の下
毅然とした態度で

いじめた園児児童生徒へ指導
その保護者への助言

支援・指導・助言

報告

報告

継続観察・記録・定期的面接

支援・助言

継続観察・記録・定期的面接

指導・助言

学級(学校・園)全体への指導

いじめの解消

- ・ 行為がなくなる(3か月)
- ・ 心身の苦痛を感じない

例え疑いでも

重大事態の場合

生命、心身または財産に重大な被害
相当な期間、欠席を余儀なくされる 等

報告

指示・指導

教育委員会

公表

調 査

必要に応じて

**第三者委員会
設置**

※ 以下の事を、被害・加害双方の園児児童生徒及び保護者に説明

- ① 調査目的・目標
- ② 組織の構成
- ③ 調査時期・期間
- ④ 調査内容
- ⑤ 調査方法
- ⑥ 調査結果の報告

認知なくして 解消なし

いじめ初期対応マニュアル

認知の段階

- ・話しやすい環境設定
- ・守秘義務の徹底
- ・カウンセリングマインドで誘導することなく聞き取る
- ・事実の客観的な記録に努める 事実か判断に迷う場合も記録する

管理職への報告

- ・記録を大切に聞き取った内容を時系列で報告する
- ・聞き取った教員の主観を通さず、事実を報告する
- ・記録の書き方、共有、保管の徹底を図る
- ・いじめ対策委員会の開催

聞き取り調査の実施

- ・早急かつ丁寧な聞き取りの時間と場の設定
- ・被害者への聞き取りを最優先
- ・加害者へは、被害者の訴えが事実かを確認する
- ・個別に行い、①いつ ②どこで ③だれが ④だれに ⑤どのように
⑥どれぐらい ⑦現在の状況を正確に聴き取る

聞き取り後の対応

- ・事案の全容の把握
- ・被害・加害双方の保護者への報告
- ・謝罪を含めた対応の確定
- ・再発防止に向けた学校の対応の整理と3ヶ月の見守りの継続